

誓 約 書

内閣官房内閣人事局内閣参事官 殿

女子学生霞が関体験プログラム（以下「実習」という。）を受けるに当たり、女子学生霞が関体験プログラム実施要領等を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

1. 実習期間中は、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
2. 実習期間中は、国家公務員が遵守すべき法令及び規則等を守るとともに、実習生としての活動について実習指導官の指導及び監督等に従うこと。
3. 実習期間中は、国家公務員がその官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされていることに鑑み、これに類する行為（特定の政党、宗教、企業及び団体の利益のための行為を含む。）を行わないこと。
4. 実習期間中に知り得た秘密（国家公務員法第 100 条に定めるもの。）を、実習期間中及び実習期間終了後において、大学を含む部外者に漏らさないこと。また、実習活動を通じて知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、実習指導官の指示に従うこと。実習期間終了後においても、同様とすること。
5. 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習指導官の承認を受けること。
6. 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合には、あらかじめ実習指導官にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに実習指導官にその旨を連絡すること。
7. 実習期間中又は実習期間終了後において、実施府省（職員を含む。）又は第三者に損害を与えた場合には、その責めを負うこと。

令和 年 月 日

大 学 名

学 生 氏 名